

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県松本市大字和田4709番地

氏 名 株式会社 トータルシステム

代表取締役 清水 克貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 1 2 月 2 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 1 2 月 2 0 日

1. 事業の範囲

事業の区分
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの

に限る。)、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)

以上 107品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年12月21日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無